

第15号議案 平成23年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団
- 2 年間総給水量 426,000,000m<sup>3</sup>
- 3 一日平均給水量 1,163,934m<sup>3</sup>
- 4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	1,400,263千円
(2) 浄水場関係建設事業	犬山浄水場、知多浄水場、豊田浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	6,578,249千円
(3) 施設改良事業		事業費	5,693,490千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	31,670,603千円
第1項 営業	収	益	31,217,346千円
第2項 営業外	収	益	453,257千円
	支	出	
第1款 事業	費		26,655,969千円
第1項 営業	費	用	23,023,144千円

第2項 営業外費用 3,629,825千円

第3項 予備費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,090,488千円は、当年度分損益勘定留保資金7,566,488千円、過年度分留保資金10,000,000千円及び減債積立金4,524,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 15,714,441千円

第1項 企業債 10,572,000千円

第2項 国庫支出金 494,895千円

第3項 工事負担金 405,552千円

第4項 受託事業収入 3,243千円

第5項 他会計出資金 3,685,661千円

第6項 他会計貸付金償還金 534,833千円

第7項 雑収入 18,257千円

支 出

第1款 資本的支出 37,804,929千円

第1項 建設改良費 14,561,645千円

第2項 建設利息 1,206,992千円

第3項 償還金 22,031,292千円

第4項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高蔵寺浄水場運転管理業務委託	平成24年度から 平成26年度まで	216,348千円
尾張東部浄水場自家発電設備設置工事	平成24年度	211,000千円
知多浄水場浄水池建設工事	平成24年度から 平成25年度まで	2,016,059千円
第2犬山幹線送水管布設工事	平成24年度から 平成25年度まで	2,026,300千円
岡崎広域調整池建設工事	平成24年度	295,700千円
知立第2分水管布設工事	平成24年度	101,900千円
蒲郡ポンプ場建設工事	平成24年度	317,700千円
豊橋城下線送水管布設工事	平成24年度から 平成27年度まで	2,945,800千円
豊橋広域調整池建設工事	平成24年度	344,300千円
犬山浄水場排水池電気設備改良工事	平成24年度	88,183千円
木曾川幹線送配水管路移設工事	平成24年度	347,563千円
高蔵寺浄水場薬品注入設備改良工事	平成24年度	102,865千円
高蔵寺浄水場ポンプ電気設備改良工事	平成24年度	128,350千円

上野浄水場電気設備改良工事	平成24年度	716,801千円
幡豆線送水管移設工事	平成24年度	171,192千円
幸田浄水場自家発電設備改良工事	平成24年度	346,900千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設事業費、水源費特別対策支援債及び借換債
- 2 限度額 10,572,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 3,184,660千円

2 交際費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、240,312千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、673,000千円と定める。

平成23年2月23日提出

愛知県知事 大村 秀章

第16号議案 平成23年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 374か所
- 2 年間総給水量 457,479,504m<sup>3</sup>
- 3 一日平均給水量 1,249,944m<sup>3</sup>
- 4 主要な建設改良事業

(1) 豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	209,694千円
(2) 施設改良事業		事業費	3,628,860千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		14,592,562千円
第1項	営業収益		13,915,810千円
第2項	営業外収益		676,752千円
		支	出
第1款	事業費用		13,830,489千円
第1項	営業費用		11,121,132千円
第2項	営業外費用		2,706,357千円
第3項	予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,589,000千円は、当年度分損益勘定留保資金6,890,000千円、過年度分留保資金1,900,000千円及び減債積立金799,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	7,119,532千円
第1項 企業債	4,323,000千円
第2項 国庫支出金	308,900千円
第3項 工事負担金	68,008千円
第4項 他会計出資金	1,384,096千円
第5項 他会計借入金	1,017,201千円
第6項 雑収入	18,327千円
支 出	
第1款 資本的支出	16,708,532千円
第1項 建設改良費	4,359,751千円
第2項 建設利息	286,612千円
第3項 償還金	12,057,169千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
尾張東部浄水場沈澱池機械設備改良工事	平成24年度	109,800千円

知多浄水場沈澱池機械設備改良工事	平成24年度	318,884千円
上野浄水場電気設備改良工事	平成24年度	88,595千円
武豊線配水管移設工事	平成24年度	474,247千円
第2幸田幹線配水管布設工事	平成24年度	118,142千円
蒲郡ポンプ場計装設備工事	平成24年度	100千円
尾張西部浄水場電気設備改良工事	平成24年度	230,413千円
木曾川幹線送配水管路移設工事	平成24年度	281,588千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 豊川用水2期関連事業費、施設費、水源費特別対策支援債及び借換債  |
| 2 限度額   | 4,323,000千円  |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行   |
| 4 利率    | 9.0%以内   |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)



第7条 一時借入金の限度額は、1,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	939,313千円
2 交際費	74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、658,883千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、99,000千円と定める。

平成23年2月23日提出

愛知県知事 大村 秀章

第17号議案 平成23年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	145,300m <sup>2</sup>
2 買収宅地	200,600m <sup>2</sup>
3 宅地造成	189,800m <sup>2</sup>
衣浦港	10,000m <sup>2</sup>
三河港	71,400m <sup>2</sup>
中部臨空都市	108,400m <sup>2</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業	収益	5,381,054千円
第1項	営業	収益	5,190,054千円
第2項	営業外	収益	191,000千円
		支	出
第1款	事業	費用	6,774,405千円
第1項	営業	費用	5,442,533千円
第2項	営業外	費用	1,328,872千円
第3項	予備	費用	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,713,973千円は、過年度分留保資金9,684,973千円及び減債積立金29,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	30,749,312千円
第1項 企業債	28,248,000千円
第2項 宅地売却前受金	2,354,201千円
第3項 受託事業収入	31,941千円
第4項 雑収入	115,170千円
支 出	
第1款 資本的支出	40,463,285千円
第1項 宅地造成費	6,390,683千円
第2項 建設利息	605,602千円
第3項 償還金	33,462,000千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊田・岡崎地区環境監視調査	平成24年度	204,000千円
豊田・岡崎地区郷土種育成工事	平成24年度	16,000千円

空港島地域開発用地道路補修工事

平成24年度から 平成25年度まで

600,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費  |
| 2 限度額   | 981,000千円  |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行   |
| 4 利率    | 9.0%以内   |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期口に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |             |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 1,484,153千円 |
| 2 交際費   | 100千円       |

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	200,600m <sup>2</sup>

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	61,500m <sup>2</sup>	売 却

平成23年2月23日提出

愛知県知事 大村 秀章